

法定検査手数料

(令和6年4月1日～)

種類	規模	法第7条に規定する 設置後等の水質検査	法第11条に規定する 定期法定検査
単独 処理 浄化槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上50人以下	12,000円	6,000円
	51人以上500人以下	15,000円	8,000円
	501人以上	—	10,000円
合併 処理 浄化槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上20人以下	15,000円	7,000円
	21人以上50人以下	15,000円	8,000円
	51人以上500人以下	20,000円	10,000円
	501人以上	25,000円	12,000円

※法第11条に規定する定期水質検査の手数料を口座振替により、検査実施前の公益社団法人和歌山県水質保全センターが指定する日に納付する場合は、上記金額から500円を差し引いた額とする。

2、検査手数料の承認期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで